国民健康保険税の税率変更について

1 税率について

平成 30 年度から宮城県と市町村がともに国民健康保険の財政運営を担うこととなり、宮城県から示された標準保険料率を参考に、平成 31 年度（令和元年度）から資産割を廃止し、税率の見直しを行いました。

医療給付費分（加入者全員に課税）

区分		平成 30 年度	平成 31 年度
所得割	所得割対象額 × 税率	6.4%	5.2%
資産割	資産割対象額 × 税率	20%	–
均等割	国保加入者一人あたりの額	21,600 円	19,100 円
平等割	1 世帯あたりの額	24,800 円	22,800 円

後期支援金分（加入者全員に課税）

区分		平成 30 年度	平成 31 年度
所得割	所得割対象額 × 税率	1.6%	2.6%
資産割	資産割対象額 × 税率	5%	–
均等割	国保加入者一人あたりの額	5,400 円	8,600 円
平等割	1 世帯あたりの額	6,200 円	10,200 円

介護納付金分（40 歳～64 歳の加入者に課税）

区分		平成 30 年度	平成 31 年度
所得割	所得割対象額 × 税率	0.95%	1.8%
資産割	資産割対象額 × 税率	5 %	–
均等割	国保加入者一人あたりの額	5,000 円	10,800 円
平等割	1 世帯あたりの額	5,000 円	8,800 円

※所得割対象額：（総所得金額 – 基礎控除額（33 万円））【世帯内の国保加入者分を合算】

2 減免について

税率変更に伴い急激に税額が高くなった方のうち、世帯内に 40 歳～64 歳の被保険者がいる方で下記①～③すべてに該当する方は保険税額のうち所得割額が 20%減免となる場合があります。

減免を受ける場合には減免申請書を納期限の 7 日前までに役場税務会計課へ申請してください。

※減免申請書の提出があった後に審査しますので、該当とならない場合もございますので、ご了承ください。

減免の対象となる方

①前年度と比較して税額が 10%以上増額した方

②低所得者軽減（ 7 割・5 割・2 割軽減）を受けていない方

③医療分の所得割対象額が 383 万円以下の方